

第6回 地域活性化ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：平成26年11月21日（金）13:30～14:33

2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室

3. 出席者：

（委員）安念潤司（座長）、翁百合、佐久間総一郎

（事務局）刀禰規制改革推進室次長、市川規制改革推進室次長、柿原参事官

（有識者）ビズデザイン株式会社 木村乃代表取締役

4. 議題：

（開会）

1. 有識者からのヒアリング

「地域・中小企業の現場からみた“規制改革”」

2. 地域活性化ワーキング・グループの今後の取り組みについて

（閉会）

5. 議事概要：

○柿原参事官 時間がまいりましたので、ただいまから規制改革会議第6回地域活性化ワーキング・グループを開催いたします。

皆様方には、御多用中、御出席いただき、ありがとうございます。

本日、所用により、滝座長代理、長谷川委員、松村委員は御欠席です。

開会に当たりまして、安念座長から御挨拶をお願いいたします。

○安念座長 座長の安念と申します。

本日は、地域活性化に関連する分野に御造詣の深い、ビズデザイン株式会社の木村乃様から、観光や都市計画など、地域活性化のための様々な課題をお聴かせいただくことになっております。

大都市と地域では、交通及び物流サービス業の充実など、様々な点において違いがあります。このような中、全国一律の規制により不都合が生じているケースもあると伺っております。地域のニーズに裏打ちされた規制改革が実行できるよう、議論を深めていきたいと思っております。

今日は、木村先生、本当にありがとうございます。

あらかじめ言っておくと、私は江東区の政策評価のようなことで、木村先生には大変お世話になった経緯がございます。木村先生は大変怖い方で、私は最初はこの人はちゃぶ台をひっくり返す人なのではないかと思ったのですが、ちゃぶ台をひっくり返すのですけれども、その後、きちんともっと良いちゃぶ台になさる方なので、今日も有益なお話を伺えるのを楽しみにしてまいりました。どうもありがとうございます。

○柿原参事官 ありがとうございます。

それでは、報道の方は御退室願います。

(報道関係者退室)

○柿原参事官 議事を進めさせていただきます。

なお、本ワーキング・グループにおきましては、議事録を公開することとなっておりますので、御了承願います。

以後の進行は、安念座長にお願いしたく存じます。よろしくお願いたします。

○安念座長 どうもありがとうございます。

早速、議題の有識者ヒアリングに移らせていただきます。

先ほど申しましたように、本日は、ビズデザイン株式会社代表取締役の木村乃様から、「地域・中小企業の現場からみた“規制改革”」という題でプレゼンをお願いしております。

木村先生は、自治体、NPO、NGO等において各種地域活性化プロジェクトの立案をされている傍ら、明治大学商学部特任准教授として地域活性化等の研究、授業を担当されておりまして、地域活性化伝道師という名前で多方面で御活躍になっていらっしゃる方でございます。

早速でございますが、お願いをいたします。

○木村代表取締役 初めまして、木村と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、20分弱お時間を頂戴しまして、「地域・中小企業の現場からみた“規制改革”」ということで、資料1を御紹介させていただきます。

今、安念座長の方から御紹介いただきましたけれども、私自身が実践しているものはそれほど多くないのですが、現場で活動されているNPOさんあるいは自治体さんの現場支援ということで、間接的にはありますが、現場に足を運びながら、いろいろな方のお話をお聴きしています。本日は、貴重な機会をいただきましたので、そのような現場の方々からお聴きしているお話を中心に御紹介したいと思っております。

実は、この資料2の方も先ほど興味深く拝見したのですけれども、資料2の1番に「空きキャパシティ」というテーマが挙げられていて、2番に道路の多面的機能、3番に地域版規制改革会議ということが挙げられていますが、今日、正しく私がお話し申し上げようと思って予定しておりました内容と非常に重複する面がありまして、こういった形で今後の取組が表明されていることを大変うれしく思いました。

過去の議事録も拝見させていただいたのですけれども、例えば、ダンスの件も知人から以前に御相談をお受けしたことが、実はございまして、よく知った方でしたので、興味を持っていたのですけれども、こういった場で話題になっていることを議事録で拝見して、驚くと申しますか、必然性は高いのでしょうかけれども、このようなところまで考えていくのだなということで感銘を受けました。

廃校の件なのですけれども、私の方では廃校の話題を今日は御用意しておりませんが、実はこちらの方も、ある調査機関で現在調査の真っ最中でして、廃校利用がどれだ

けおもしろいものかという調査とか事例集はたくさんあるのですけれども、閉校して廃校にして、さらにその活用を多様な形で進めていくプロセスでどのようなネックがあるのかということを中心とした調査を、今、行っております。

これについては、春ぐらいには結果が出て報告書が出てくるかと思えますし、公的機関で調査をしておりますので、そちらの方も機会があれば御参考いただければ幸いかと存じます。

私の方で御用意いたしました資料を中心に御紹介させていただきます。

3枚つづりになっておりますけれども、1枚目の1番に「現場では、“規制改革”が何なのかすらよく分からない」というテーマで書いております。

同じく1枚目の中ほどに「現場の声の紹介（法令制度によるものなのか、現場運用によるものなのかは不明）」と書いておまして、しかも「(現場における誤解もあろうが、こうした事案で悩んでいる事業者等がいるのも現実である以上、対応が求められる)」と。

現場の声というのは、これが運用上の問題であるのか、法律そのものの問題であるのか、さっぱり分からないわけです。たまたまその窓口の方が、機嫌が悪かったということではないと思えますけれども、慣習的にそのようなことをやったことがないので、それはできないという対応があったという事案も、ひょっとしたら含まれているかもしれません。

私自身は、それぞれ個別の事案についての法的な背景や制度運用の実態をつぶさに調べて、今日、お話しするものではございませんので、私自身もなかなかこれほどのようなことだろうかと分からないこともございますので、その辺は御容赦いただきたいと思います。

3枚目の後ろの方に、3番で「現場の声を広く、深く調査することの必要性」と書いてございまして、これについては、後ほど御紹介したいと思います。

以上、3点をお話し申し上げます。

まず、表紙の方に戻っていただきまして、「1. 現場では、“規制改革”が何なのかすらよくわからない」の点ですけれども、6つの●を付けておりますが、要するに、会社、現場で働いていらっしゃる方々が規制あるいは運用上の問題に直面されるわけですけれども、この方々は、会社から、それはやってはいけない、できないということをあらかじめ指導された上でやっていらっしゃるの、それが何によるものなのかとか、それをやりたいのだけれども、どうすればいいかまでは普通は考えないということです。

考えないのはやる気がないと言ってしまえばそれまでなのですが、忙しくてそんなことを考えて議論している暇もないのが実態かと思えます。

漠然と、もっと柔軟にできないかなということをも不満という形でお持ちの場合はたくさんあるかと思うのですけれども、そのような声を拾い上げようと思っても、規制改革でございまして、何かございませぬかと申し上げても、なかなか声が出てこないところが実情かと思えます。

こういった規制改革会議があることは様々な報道で知るところではあるかと思えますけれども、会社の経営者の方でも、それが自らに関係のあるものとして受け止めている節

は余り感じられません。そういったことは、商工会議所あるいは商工会といったところの会員の方とお話ししていても、なかなかそのような声に触れることがないという実感を持っております。

出てくる声というのは、この●の最後に書いてありますように、極めて強いチャレンジ精神を持って現状打破しようとか、今どきの言葉で言うソーシャルデザインを構想するという、イノベーターたらんとする方々からは、このようなことが具体的に指摘をされるのですけれども、そのような方はそんなにたくさんはいらっしゃいませんので、やはり現場の声を拾うのは別の手法が必要かなということを実感しております。

以上が導入ですが、「2. 現場の声の紹介（法令制度によるものなのか、現場運用によるものなのかは不明）」に移らせていただきます。

こちらが（1）～3ページ目の（7）まで7点を挙げておりますが、順次御紹介したいと思います。

第1に、「旅行、観光関係」です。

地域活性化と言うときに、交流人口という言い方をされていますけれども、旅行、観光関係の手法を使って活性化を図ろうというのは、常日頃、幅広く行われているところでもあります。

ですが、御承知のとおり、旅行業には法律がございます。宿泊に関しては、旅館業法もございます。こういった法律をきちんと見ていると、今、やっていることは厳密に言えば法的に支障があるのかもしれないことに気付いてしまう。そういった団体、NPOの方も多くいらっしゃると思いますし、私自身もそのような経験をしております。

具体的には、旅行業に関しては、事業者が一種、二種、三種、地域限定旅行事業者とございますけれども、この一種でも二種でも三種でも地域限定でも、それぞれいろいろな問題があると思います。

地域に関しては、三種と地域限定というところが深く関わってくるのですが、例えば、1つ目に挙げておりますのは、地域主導で着地型ツアー、つまり、その町をつぶさに知っていただく、ありのままの姿を体験していただくということで企画をするわけですが、この事業をやっていく上で、やはり旅行事業の免許は必要で、第三种若しくは地域限定の旅行事業者になることは必定とされます。

しかし、その免許の内容が、これは実際に第三种旅行事業者から聞いた話ですけれども、全国の交通事情、地理的な知識云々ということが求められておって、地域限定であれば、むしろ地域に造詣が深いといったことを求められるような制度改革あるいは制度運用をなさるべきではないかという提案もいただいているところです。

2つ目ですが、ニューツーリズムという新しいタイプの旅行を進めていく上で、2012年に先ほど申しましたような地域限定旅行業ということで緩和されておりますけれども、これでもやはり旅行事業者でなくてはならない。つまり、供託金といった仕組みがございまして、個人あるいは一般企業さんが、親睦のためにとか、地域活性化のために、あるいは、

NPO法人さん、任意団体さん、こういった方々が公募型の着地型ツアーを行うことは、直接的には一切できないということです。

もちろん、報酬を得てということが制限になるのですけれども、旅行代金をいただいてやることができないことが問題で、それをクリアするには、一度友達になって、友達でバスを仕立ててやっている形を探らざるを得ない。そうすると、手間ももちろん増えますし、幅広く公募をしてたくさんの方にその地域を知っていただくということがなかなかできないという実情がございます。

3つ目ですが、地域主導の着地型観光の活性化においては、隣接しない近隣市町村を周遊圏に含めてやりたいというニーズがあるということです。

例えば、三浦半島がありますが、横須賀市という大きな街がありますがけれども、隣ではなくて、隣の隣に鎌倉市があります。そうすると、横須賀市の事業者さんが鎌倉市を射程に入れて周遊することが第三種旅行事業者さんにはできないということがあります。

たまたま行政界がそこにあるというだけでできない、隣接していないのでできないということがございます。こういったところを、一応、法律上は観光庁長官が指定する区域に入っていればいいことになっていきますけれども、原則としては、隣接する市町村ということになっておるようですので、観光圏という概念もありますけれども、隣接若しくはそれにさらに隣接しているとか、そういったことが認められますと、東京オリンピックに向けてもいろいろと企画ができるのではないかとということをおっしゃっています。

4つ目は、いわゆる民泊と言われるものに該当してきますけれども、Airbnbという、部屋の貸し借りで旅行していこうという、バックパッカーの旅行みたいなものなのですが、こういうものも実際には既に行われているということがあります。

最近では、大きな話題になっている民泊というものは大変活発に行われております。こういった民泊については、旅館業法あるいは保健衛生の面から、いろいろ指導が入るあるいは許可を得なければいけないといったことで、ハードルが高いと一般に認識をされています。

こういったことについても、公的に認知されていない形で進んでおりますので、角が立たないあるいは公的に一定の認知をされる形でのケアをしていかないといけないのではないかと感じています。

これは、石川県が認可している事業の例ですけれども、「ローマ法王に米を食べさせた男」として有名な高野誠鮮さんがやっていたら、羽咋市などでは烏帽子（よぼし）親農家制度ということで民泊をやっております。どのようにやっているかということ、一度疑似的な親子関係を結んで、ただいまと言って入っていくから、これはお客さんではないという扱いをするということで、民泊事業を実際にやっていたらということなのです。

これは報道もされておりますので、差し支えない話かと思えますけれども、そういった苦肉の策こそが、交流人口とさらっと言うのではなくて、都会の人と田舎のひとが疑似的な親子関係まで結んでいける、それだけ濃い関係をつくることの可能性を生み出

している辺りにも、是非、御着目いただきたいと感じるところでございます。

2 ページ目、1 つ目の●は、道路運送業法の関係になろうかと思えます。

駅から離れたところにイベント会場がある、路線バスも少ない、タクシーで行ったら僅か10分ぐらいだけでも、1,300円ぐらいかかってしまうといったところが実際にありまして、タクシー会社の経営者さんがこの提案をされました。

自分のところのお客さんとして乗っていただきたいのだけれども、さすがに忍びないということです。それで、イベントの主催者から一定の安いお金をいただいて運ぶことはさすがに許されるべきではないかという御意見です。

実際には、これはやってはいけない。白タク行為に近いことになります。こういったことも届いております。

「(2) 酒販、酒税関係」です。

2 つ目の●の方は、いわゆるどぶろくの問題ですので、割愛したいと思います。これは認知されている課題かと思えます。

1 つ目の方は、結構深刻で、商工会議所さんとか、商工会さんがいわゆるネットショップのサイトを作ったりされています。これで地域の消費拡大をということでやっているのですけれども、この際、お酒を販売する業者さんがサイトの中に入店しておりますと、ネット運営している商工会、商工会議所が酒販免許を持たなければいけないことになっていきます。商工会、商工会議所が酒販免許を持つことはそもそも予定をされておられませんので、これで四苦八苦している声が届いております。

「(3) 都市計画（土地利用）・農地関係」です。

これは非常に厳しい領域ですので、逐一挙げませんが、Uターン、Iターンを促して、家を建てたい、農地を借りたい、買いたいといったことがスムーズに行くようにするのは必要なことかと思えます。

4 つ目が、このようなこともあるのだなと思ったのですが、私はこれは聞いた話で現場を知らないのですけれども、いわゆるジビエブームがあるわけですが、鹿肉を有効に使いたい。

しかし、屠殺場で殺して流通させなければいけないことになっているようで、すると、猟師は現場で殺してはいけないことになる。現場で殺したものは流通させられないことが言われています。これは本当かどうかのところの裏付けは取っておりませんが、生け捕りにして屠殺場に持ち込むことを求めるのかということが言われています。

これについては、裏付けを取るとともに、生業文化として地域の非常に豊かな生業でしようから、こういったことを実現させて流通まで持ち込むためには、やはり規制改革が必要なかもしれません。

「(4) イベント出店関係」は、資料2の方にもございます、道路の多面的機能に関わることで、最初の地域再生計画のときから道路占用許可については緩和措置が打たれておりますけれども、どうやら私の経験上では、警察によって運用が大分違うのではないかと

うことを感じています。ひょっとしたら、これは制度上の問題というよりも運用上の問題であろうと感じています。

それから、イベントのときに仮設プレハブでやるのに建築確認申請が必要ということで、いちいちやっつけられないということが言われています。

これは後で5番目に出てくることにも関係するのですが、露店とか、臨時の営業許可というものが都道府県単位で県内限定となっていると、隣県に出店するといった、いわゆるシティプロモーション、シティセールスを展開していくときにいちいち許可が必要になってくる。これも非常にフットワークが鈍る原因になっているようです。

「(5) 保健衛生関係」ですが、1つ目の●が、東京からIターンで信州のある町に出店されたパン屋さんなのですけれども、御夫婦でやっつけいらっしゃるのですが、お客さんから、おいしいのでサンドイッチを作ってくれ、ベーグルを作っているの、ベーグルサンドが食べたいと。しかし、それが作れない。

なぜならば、パンを焼く厨房以外の厨房がなければ調理をしてはならないことになっている。無理からぬことかとは思いますが、それだけの資本力がある個人事業主はそれほどいませんので、こういった人気のある店がチャレンジできるような環境を整えて差し上げることが必要なのかなとも感じます。

同時に、これが先ほどの都道府県単位という話ですが、検便検査が東京では1回だったとこの方はおっしゃる。しかし、〇〇県では半年に1回、場合によっては毎月といった声もちらっと聞きます。このように都道府県で運用が違うのもどうなのかということをお伝えしてほしいと言われましたので、御紹介をしております。

「(6) 雇用関係」につきましては、時間も限られておりますので簡単にしますが、これは別に雇用のワーキングも設置されていらっしゃるということですので、シルバー人材センターというところが生きがいの就労ということでやっつけいらっしゃるのですけれども、様々な障壁があることが伝えられておりますので、資料を御覧いただければと思います。

「(7) 公務員制度関係」は地方公務員法の問題になりますが、公務員はいわゆる兼業は禁止、お坊さんと農家以外は兼業禁止みたいになっていますけれども、農業に一定期間従事することで、当然、農業の実態は分かるわけです。それも職務専念義務があります都合上、これができないといったことに悩んでいらっしゃるという自治体のお声をお聞きしています。

「(8) その他（規制改革事案ではないとみられるが、地域活性化の重要事案ではある）」です。

これは明らかにどう考えても規制改革事案ではないと感じられるのですが、この際ということでお持ちしましたが、ありがたいことに国の補助事業あるいは委託入札がたくさんあって、こういったことを活用して現場の活動は盛んになっています。これは大変ありがたいのですが、なかなかエントリーの書類を埋めるのが厳しい。恐縮ですが、官僚

言葉の作文に付き合わなければいけないということを100%言われます。

私のような商売をやっている人間は官僚言葉に慣れているので、それをお手伝いするわけですけれども、そのお手伝いを、私はプロボノというか、ボランティアでやらなければいけないのも忍びないですし、現場の声、現場の言葉で伝えることができれば、一層ハードルは低いのではないかと思います。

類する話ですけれども、単年度の事業ということですから、9月、10月に募集のものを2月に上げると、これはさすがにないでしょうというものの、しかし、現場としては、そのようなものも活用して進めざるを得ないので、どうしても報告書を上げる。そうすると、報告書作りのための活動になってしまって、現場がかえって困る。では、エントリーしなければいいではないかということになるのですが、それを言うてはおしまいですから、何とかならないかということがございます。

これは私自身も大変困っているのですけれども、清算払いの事業が多くて、概算払いがない。したがって、1年間で数百万の資金調達を必要とする。

法人の場合はまだいいのですが、個人、任意団体の場合、これは郵便局以外では団体名義での通帳が作れません。では、郵便局ですればいいということなのですが、そこは地域の金融機関の方と協力関係を持ちながらやりたいというニーズもございますので、できれば、手持ち資金の負担が活動を損なうことのないような措置も御考慮いただければいいのではないかとこのところでございます。

最後に、3番は、資料2の3番に地域版の規制改革会議という内容が書かれておりまして、これがそのようなことかなと思います。

一言で申しますと、プロダクトアウトのアプローチになってしまっているのが、改革要望が出てこないのだということです。

つまり、規制をする側から、何か規制改革してほしいものはないですかという問い掛けをして募集をするわけですけれども、冒頭に申しましたように、規制を認識していらっしゃる方が極めて限定される。

では、どうすれば出てくるかという、何かチャレンジしたいことはありますかという、マーケットインのアプローチです。チャレンジしたいことはありますかと聴くことによって、それが規制にぶつかるのか、ぶつからないのかが初めて分かるわけです。

それでぶつかるとなれば、その声を持ち帰っていただいて、御検討いただくといったプロセスを、是非、地域版の規制改革会議というところで丁寧にやっていただければ、非常に地域の活動も活発化していくのではないかと、ひいては地域経済の活性化にもつながるのではないかと感じておる次第でございます。

以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、ディスカッションに入りたいと思います。

最初の点です。現場では、みんなビジネスで忙しいわけだし、規制はある種の与件です

ね。もうギブンであって、そんなものにかかずにいるよりも、とりあえずそれに従うとか、あるいは回避した方が、ビジネスマンにとっては、コストが安いのです。だから、1でおっしゃったようなことになるのは当たり前なわけで、私もそれは本当に痛感するのです。

しかし、最後におっしゃったマーケットインの方式ですが、そんなことはお前が考えろとお叱りを頂戴するのは重々承知の上で伺うのですけれども、本当に誰にどのような聴き方をすればいいのだろうかというのは、最大の悩みの種なのです。何かお知恵はありますか。

○木村代表取締役 経験上のことしか申し上げられないのですが、各地の商工会とか、商工会議所に入りに出ておまして、経営相談に対応するというのをやる一方で、いろいろなセミナーとかをやっています。

新規創業を促すセミナーであるとか、女性起業を促すセミナーであるとか、こういったセミナーに集まってくるときに、いろいろな問題があったとしても、クリアしていくことも一緒に考えますといった呼び掛けをすることで、諦めていたかもしれない人が出てくることもあると思います。

そのようなセミナーの場を活用して、フリーハンドでとにかくやりたいことを考えてもらって、できれば、多様な規制について御承知の専門家の方に御同席いただいて、その場その場で、それはちょっと気になることがあるとか、そのような御指摘をいただいて、それを一つ一つひもとくという、先ほど申しましたように、丁寧にせざるを得ないかと思えます。

○安念座長 なかなか霞ヶ関の合同庁舎に座っていてできることではございませんね。地方版の規制改革会議は、今、御指摘いただいたように、我々としても提案していこうかと思っているのですが、恐らく一律にやってという言い方をすると、一律の作文が返ってくるのでしょね。

そこはどうなのでしょう。やはり首長さんとか、主だった方の中にこういうものが良いと思う人がいてくれるかどうかで決定的に変わってくるものでしょうか。

○木村代表取締役 自治体については、座長のおっしゃるとおりかなと残念ながら思います。やる気というか、そのような問題意識を強くお持ちの首長さんであるかどうか非常に重要だと思います。

それ以外は、経済団体の場合は、一様に言えば、やる気はあると私は思いますので、やはり商工会議所、商工会、青年会議所、あるいは商工会議所青年部（YEG）といった、できるだけ若い現場に関わっている方々、商店街もそうですけれども、そういったところの現場で人を集めて話をするしかないかなと。

フェース・トゥー・フェースで話をしないと、やはり解きほぐす対象とすべき規制がどこに転がっているかはなかなか発見できないと思います。

○安念座長 どうぞ。

○翁委員 今日、お話をどうもありがとうございました。

非常に興味深くお伺いしたのですが、実際に2番の(1)～(8)までいろいろな声を拾っておられるわけですが、これは具体的にどのように木村社長がアプローチされて、このような声を拾われたのですか。

○木村代表取締役 2通りあります。

1つは、現場の支援をしていることを申し上げましたが、現場の支援をするということは、どこが窓口になっているかと言うと、冒頭の方に申し上げた、チャレンジ精神の強いキーパーソンが多いのです。

ですから、そういった方々と現場を共にしていると、耳に当然入るといえるか、お話の中で出てくるのが一つです。

ですから、そういう方々は多分に認識されていますけれども、そのような方々が取り組んでいらっしゃることは結構領域が狭いというか、旅行関係が結構多くて、他方面ではないのです。

ですから、旅行、観光とか、一部お酒のこととか、イベントとか、そういうものは出てきますけれども、例えば、保健衛生のパン屋さんの例みたいなものは余り出てこないことが多いです。

2つ目のものは、これは端的に言えばフェイスブックなのですけれども、フェイスブックで私が何か困っていることがあったら出してと言うと集まります。

ただ、その寄せてくださる方々も、1つ目と同じで、やはり地域で活動しているキーパーソンの皆さんです。そのような方々とどうして出会えるのかと言うと、御依頼をいただいてお付き合いを始めることもあるのですけれども、具体的には、例えば、地域に人材をインターンシップという形で派遣する活動をされていらっしゃるNPOさんといったところが、地域コーディネーターという言い方をしていますけれども、地域のコーディネーターたちのネットワークを持っているのです。

そういったところに私も関わらせていただく機会が多数ありますので、そこで知り合った方々に問い合わせをすると、さすがにそこからは出てきます。ただ、やはりまだ広さが足りないかなという感じです。

○翁委員 地域コーディネーターというのは、どのような仕事をされておられるのですか。

○木村代表取締役 それは私の専門領域ではないので、迂闊なことを言うてはいけませんけれども、地域でコミュニティービジネスとか、起業をしたいとか、Iターン、Uターンをしたいという方々が、その地域に定住していくあるいは起業がうまくいくといったことを、地域のいろいろな企業さんとかとの出会いの場をつくったりとか、研修をしたりとか、そのようなことをなさっていらっしゃる方で、コーディネーターというのは1人のことを言いますが、そのコーディネーターさんはどのようなところに属しているかと言うと、各地域で社会人や学生のインターンシップなどを手配するNPOさんがいろいろなところにあって、そういったところに所属していらっしゃるコーディネーターさんがその

役割を果たしていらっしゃいます。

ちなみに、これは弊社でやるのですけれども、総務省さんの方で地域コーディネーターの養成というテーマで今年度に事業がございまして、実は先週に入札があつて、弊社が落札したのですが、そういったことも実はパートナーもいて、先ほど申し上げたNPOさんと組んで、地域コーディネーターを育成するといった事業があります。

○翁委員 前回お呼びしたところもそれに近いですね。

○安念座長 そうですね。

いわゆるとんがっている人たちが旅行業の方面で多いとおっしゃいましたが、何か理由があるとお考えになりますか。

○木村代表取締役 とんがっている人が旅行業に多いというよりも、旅行関係で活動している人が多いというのですかね。とんがっている人が旅行業に多いわけではなくて、地域活性化という活動で、旅行、観光という手法を使う人が多い、使う団体が多いということです。

着手しやすいというか、人にまずは現場を見てもらわないと地域の魅力は伝わらないので、旅行、観光という言葉遣いは、私としては適切ではないかなと思うのです。人を連れて来ているだけなのです。

紹介するためによそから人を連れて来るとしても、旅行業としてやらなければいけないというのが実態だという捉え方の方が正しいかと思います。

○安念座長 それは分かるな。

そうはいつでも、法律上は旅行業の中に入ってしまうことがままあるだろうと思うのですが、供託金の負担は、少なくともこれから起業しようという人にとっては相当重い負担になっておられるという実感はありますか。

○木村代表取締役 それはあります。

実際、私のある活動のパートナーとしてやっていただいている事業者さんは二種を持っていらっしゃるのですが、実際に事業としては三種でしかできない。これは供託金負担が大きいからということで、やっていらっしゃいます。

したがって、どうしても旅行先としての目的地の範囲が限られてしまうということで悩んでいらっしゃいます。個人事業に近い形での旅行事業者さんが多いですし、ありていには、地域活動をしている、例えば、NPOとか、私どものような活動と組んでもいいと言ってくるのは、大手の送客型の旅行代理店さんではないのです。そういったところは、やはり利益が見えないとなかなか組んではいただけないので、そのような小さなところが組んでいただけます。そのような方々は、やはり数百万円の供託金負担は非常に大きいということを聞いています。

○安念座長 あれはキャッシュを積まなければいけないのですか。銀行の保証とか、そのような方法はないのですか。

○木村代表取締役 すみません。そこまでは私は分かりませんが、キャッシュを組まなけ

ればいけないのではないかなと想像しています。

○安念座長 確かに、それは結構きついですね。

私ばかりしゃべっていますけれども、いかがですか。

どうぞ。

○佐久間委員 ありがとうございます。

今のお話で、それぞれもっともだと思うのですけれども、このような要望は、地域によって非常に特異なものなのか、日本全国どこでも大体同じようなことをやる人がいれば、同じような要望が出てくるものなのかというところは、どんな感じを持っておられますでしょうか。

○木村代表取締役 私は、規制改革というテーマで全国を調べ尽くしている専門家ではないので、ちゃんとお答えできるか自信がないのですけれども、経験ということで申しますと、例えば、旅行、観光と整理させていただいた事項については、九州から北海道まであまねく聞いています。

ですので、同じことを悩んでおられます。中山間地であろうと、都市部であろうと同じことです。離島も同じです。

どちらかと言うと、離島とか、中山間地、都市部にかかわらず、自分の町を是非、見に来てほしいといったことは同じニーズをお持ちですので、同じように表れてきています。

酒販、酒税関係は、ひょっとしたら100年前はどここの町でも同じだったかもしれないのですが、今、地酒、どぶろくといったこととか、お酒をとにかく名産品として出そうというところは地域が限定されてくる面もあるかと思しますので、これは各地から聞いているお話ではなく、率直に申しますと、都市部と山形方面からお聞きしています。

都市計画、農地関係はどこでも聞きますし、規制3兄弟みたいなものですから、農地の問題は非常にどこでも聞きます。

保健衛生の話は、この例しか私の耳には入っていませんので、全国の状況は分かりません。ただ、これは都道府県による違いが多分にありそうだとすることを想像しています。

お答えになったでしょうか。

○佐久間委員 どうもありがとうございます。非常に参考になりました。

この規制改革会議と直接関係があるわけではないのですが、特区としてある地域限定で何か規制改革をしようということが、当然、取り組まれているわけですが、今、言ったようなことからすれば、もちろん、ある地域を実験的にやるとか、そのような意味はあるにせよ、ある地域だけの問題というよりは、かなり日本全国共通している問題も多いということで、逆に、特区でこのようなものを改革していくこと一般に関して、どんな感じを持っておられますか。

非常に雑駁な質問で申し訳ないのですけれども。

○木村代表取締役 本日、私が御紹介させていただいた事案については、特区というアプローチで改革を進めていくモデルケースをつくるものではないのではないかとこの感じが

しています。

どちらかという、全国一律にやや緩和をすればすぐ適用ができるのではないかという気分が強い、そこは何のこだわりがあってその改革ができないのですかといったものが、地域の声の気分だと思います。

特区にするほどのことかということもありますし、モデル的にやることで、その後に、全国への展開が極めて有効であることが言えるようなものでもないかもしれません。既に、現場は全国一律に悩んでおられることが多い。薄いと言っただけは言い過ぎですが、比較的改革が簡単なものが、今日、御紹介しているのではないかという自覚を持っております。

○佐久間委員 ありがとうございます。

○安念座長 農地の転用の話はいろいろな文脈で出てくるのですが、木村さんが今まで御経験になったところで、農地を、例えば、どんな用途に使いたいという声をお聞きになっていますか。

○木村代表取締役 実際に業務的に関わったのは、風力発電です。風車を建てたいというときに、これは農業委員会のハードルもあったのです。農地の所有者が、優良農地だったものですから、その畑を使いたいから嫌だと言ったのも一つの原因だったのですけれども、農業委員会から、風車を立てて風向きが変わることによる、作物への影響といったことが言われて頓挫して、結局できなかったという事例があります。

実は、これはかつてあった「あじさいキャラバン」、「もみじキャラバン」という内閣府さんの規制改革の要望のキャンペーンにもお出ししましたが、お答えは、農業委員会の判断次第であるということでしたので、つまり、国が規制しているものではないという御判断だったので、諦めたといったことを経験いたしました。

○翁委員 旅行、観光の関係につきましては、私はこの5点についていずれもおっしゃることはそのとおりだと感じて伺ったのですが、このAirbnbは、今、実態としてどのぐらい広がっているのですか。私は余りこの辺りをよく知らないのですけれども、結構アメリカとかは多いですね。日本の今の実態として、水面下でたくさん広がっている状況になっているのですか。

もし御存じでしたら、教えていただきたいのです。

○木村代表取締役 存じないのです。

リアルに申しますと、第三種旅行事業者でかなりいろいろな企画をしながら頑張っている30代の若者がいまして、この若者が言うには、Airbnbは彼の経験するところによると、いろいろなところでやっているということを知っていると。それ以上のことは私も聞いておりませんので、数字的なことは分かりませんし、ひょっとしたら、水面下のことなので、誰も把握できていないのかもしれないという気がします。

ごめんなさい。この件については、分かりません。

○安念座長 酒類販売については、地元の商工会なりが、大家さんというか、言うなれば楽天みたいな形を採って、サイトを開設して、それぞれに個店が店子として実際の商品を

アップするという形ですか。

○木村代表取締役 そのとおりです。

○安念座長 その場合に、大家である商工会自身が酒類販売についての免許を取らなければならないという扱いである、あるいは、そういう扱いであると思われる、という認識でよろしいでしょうか。

○木村代表取締役 扱いであると思われるという以上には、今、申し上げられないのですが、担当から聞いている話です。四苦八苦していると。ならないと言うほどの裏付けを私自身が取っていないので確言できないのですけれども、そのようになっているそうです。

○安念座長 このような例は、今まで本当にたくさんあって、役所に聞くと、いや、そんな規制はしていませんと言うのだけれども、現場ではそのように規制されていると思込んでいる。どちらが悪いのか分からないし、どちらも責任があるのかもしれないのですが、それも実は重要な規制改革なのです。

つまり、認知ギャップがそのままにされていることが、実は規制があるのと同じなのです。

だから、これが本当であるとすれば、結構、重大なテーマだという気がいたしました。

あと、ジビエの点はお聞きになった話ということですか。

○木村代表取締役 聞いた話ですので、これも思い込みなのか、本当にそうなのかは私は分かりかねるのですが、現場ではこのようなことがあるので、流通に入れないということで止まっていると聞いています。

○安念座長 エゾシカはすごくでかくて、本当に生け捕りにしようと思ったら、命懸けでやらなければいけない。あれは現場で頭を打たなければ駄目なのですね。腹を打つと血が回ってしまって悪臭がするので、頭を1発で打ち抜かないと商品にならないと私は聞いたことがあります。もし、このように思われているのだとすれば、およそ商品化するなど言っているのと同じことになってしまいますね。

しかし、ありそうな話ではある。

他は、いかがですか。

一般論においても、さらには具体論においても、非常に手応えのある相手もいっぱい教えていただいて、非常に助かったという感じがします。

愚痴になるのですが、規制改革で、特にこの地域活性化というのは初めて当会議としてはやるのですが、地方分権して本当に良かったのかなという気が、率直に言って、するのです。

つまり、中央官庁に言っても、それは全部地方に任せてありますという例が、特に地域活性化関連のアイテムには大変多いのです。

ところが、我々は直接に地方公共団体に対するコミュニケーションのツールというものが無いものですから、せいぜいのところ、中央官庁に対してお願いできることといえば、

実はこのような規制ではないですからという、いわば念押しの文書を配ってもらうとか、その程度のことしかできないのです。

それが何か非常に歯がゆい感じがして、その対応策として、地方版の規制改革会議をつくったらどうですかということなのですけれども、本当に率直におっしゃっていただきたいのだけれども、地方版の規制改革会議はどうですか。少しは効き目を持ってそうですか。どう思われますか。

○木村代表取締役 先ほど座長が整理していらっしゃったように、地域から見たときの規制改革のビューポイントは3つあると思っていて、一つは、都道府県というより市町村、市町村の裁量によるとされてしまっているものが、その裁量が障壁になっている可能性があること、もう一つは、本当に法令制度がネックになっていること、もう一つは思い込みです。思い込みと自治体裁量は、親戚みたいな関係にあって、似ているかもしれません。

自治体の裁量である場合、都道府県でも市町村でもそうですけれども、市町村の場合は法令審査の担当が行政実例という加除式の文書を見て判断します。

したがって、その行政実例というものでオーケーとなっていない限りは、グレーは黒なのです。グレーを白という裁量をするのはなかなかないので、グレーである以上はなかなか踏み込めない。その場合、都道府県に照会をするのが常日頃やられていることで、窓口は市町村課。市町村課でも同じように行政実例を見られるわけですので、結論は同じ。

だから、「石橋をたたいて渡らない」ということが市町村ではよく言われるのです。場合によっては、「石橋をたたいて壊して渡れなくする」ということを言うのですけれども、そのようなことを考えますと、地域版の規制改革会議をお話合いの場としてしまったら、恐らく意味を持たないのだろうと。

しつこいようですが、私が今日の3枚目に書いておりますように、手間が掛かって大変なのですが、チャレンジしようという人たちをできるだけ集めて、チャレンジしたいことは何ですかと。

それがすんなりできそうなことなのかどうかというのを、相談を通じて拾い上げていく。拾い上げて、それを課題のテーブルに載せていくということを、丁寧にやらざるを得ないかなというのが、私の率直な意見です。

○安念座長 分かりました。

やはり座って茶を飲んでいると向こうから来るというのでは、駄目だということですね。一種のカウンセリングのような機能を持っていないと、なかなか聞き出せないということでしょう。できないのだけれども、そういうものだろうなと思いました。

○翁委員 医療などでやっていると、全国でちゃんとやっているはずなのに、保健所ごとに対応が違うことはありますね。

だから、先ほどの御説明で保健衛生のところでありましたけれども、そのようなものは本当は全国の話なのです。

だから、全体を見渡した上で地域というものをやっておかないと、意味がないのです。

○木村代表取締役 それが正しく先ほど座長がおっしゃった、包括的なコメントとしては不適切なのですが、地方分権というものは本当に大丈夫なのかということは感じます。

やはり指針として、運用指針というものができるだけハードルが低いところにあって、地方によっては、その特性をいかして高くハードルを設定することができればいいのですが、何せ条例は法令の中で規則の上で下から2番目に低い法令ですから、法律の範囲内においてしかできないことになっているので、法体系の整理が必要なのでしょうけれども、そんな難しいことまでできませんから、できるだけここまでやっていいというのは国としては低くあって、地方は、実情に合わせてあるいは守っていくために、それより高くするかどうかを問われている。そのようなことの方が、実態には合うのではないかとは思いますが。

○安念座長 ごもっともです。

よろしゅうございますか。

木村さん、今日は本当にどうもありがとうございました。大変参考になりました。また教えていただくこともあろうかと思いますが、今後とも引き続き御指導くださいますように、よろしく願いいたします。本当にありがとうございました。

○木村代表取締役 ありがとうございました。

(木村代表取締役退室)

○安念座長 それでは、議題2「地域活性化ワーキング・グループの今後の取り組みについて」に移らせていただきます。

資料2を御覧いただけますか。

当ワーキングといたしましては、有識者からのヒアリングや規制改革ホットライン「地域活性化の集中受付」を行い、地域活性化に寄与する規制改革について課題の発掘に努めているところですが、本格的な地方創生につながる、より総合的、横断的な規制改革事項も浮上してきているところでございます。

これら規制改革事項につきましては、まち・ひと・しごと創生本部と連携した取組が必要と考えております。

取組方針について資料にまとめてみましたので、これを説明させていただきたいと思えます。資料2を事務局に作っていただいたのですけれども、何を言っているかということ、前回も申しましたように、例えば、木村さんから教えていただいたような、この点とこの点とこの点、これはこの法律のここが問題といったものを所管の官庁と掛け合って、できるだけ良い方向にさせていただくというのは、これは規制改革会議全体のいわば伝統芸能であって、これはやらなければいけないに決まっているので、一生懸命やるのですが、さはさりながら、今日の木村さんの話にもあったし、これまでの有識者の方々のヒアリングでもずっと出てきた話ですが、例えば、廃校の利用一つを取りましても、いろいろな規制が重疊的に掛かっておりまして、どの法律、どの所管官庁に掛け合えばいいというものでは全然ございません。

さらにその上に、これは正に、今、言った話ですが、地方公共団体の規制が掛かっておりますので、国の中でも重疊的な上に、地方公共団体のジュリスディクションでもあるというものを、とても今までの我々の手法というか、ツールでは扱い切れなくなっておりまして。

そこで、この前申しましたように、そのようなものを横断的にあるいは重層的に扱えるはずになっている、まち・ひと・しごと創生本部と我々で政策協定というのもおかしいかもしれませんが、要するに、連携をする。

つまり、彼らにはそのようないろいろな官庁を束ねたり、さらには地方公共団体にコミットしてもらったりというツールがあるはずなので、我々は、このような課題があると思いますと言って投げ掛けて、両者が連携して横断的な課題にやや長期的に取り組もうということでございます。

要するに、創生本部との連携を強化していこうということを言っているのですが、ただ強化していこうと言っても、具体的なサブスタンスがないので、とりあえず考えたことといたしまして、これまで有識者の方々からいろいろ教えていただいた中で、そのお話を包括しますと、いわば「空きキャパシティ」を再生・利用することではなかろうかと考えました。

少子高齢化でございますから、東京都だってそうなのですけれども、いろいろな公共的なキャパシティがどんどん余ってくるわけございまして、それは学校とか、公民館とかというものがありました。これは別のワーキングで扱ってもらえばいいと思うのですけれども、空き農地というのも、いわば一つの空きキャパです。

こうしたものが、新しく金をかけなくても再生・利用できて、人々がそこに集まってお金も回る仕組みを採りたいのですけれども、そこには、これもこれまで幾らも出たように、例えば、公物管理法制を始めとする、様々な規制のネットワークがあって、これをほぐしていくのは大変な仕事でございます。

こういったことを、まずは創生本部との連携の下で取り組んではいかかということが第1点でございます。

第2は道路で、これも結局空きキャパなのですが、まちづくりとなりますと、とりわけ道路の多面的な機能の発揮は重要になってまいります。

1も2も私が考えたというか、一応、頭出しはしたのですが、ちょっと調べてみると、私が考えている程度のことは今までもいろいろな人が考えておりまして、特に道路をただトラフィックだけのものではなく、コミュニケーションの場としても利用していきましょうという考え方は、柿原さんなどにも調べていただいたのですが、国土交通省の方でも随分長い間掛けて検討しているのです。

ですから、思いのベクトルは同じなものですから、そこはこの際、大いに展開できるのではないかと考えておりまして、道路は道路で特出しをさせていただいた形になっております。

これが、第2です。

次の3が「地方版規制改革会議の設置」は、我々としては、我々のツールが及ばないところを地方でやっていただくのが良いと思うし、その場合、実際、このようなものを設置しようという自治体さんが出てこられれば、及ばずながらだけでも、失敗も含めて、我々が今まで蓄積してきたノウハウがありますので、もしお役に立てるものはお役に立とうという趣旨のものでございます。

以上、3点でございまして、これは何度も申しますように、いわば個別アイテム、何省所管の何法何条の規制改革という種のもは、今までどおり、ホットラインの案件も含めまして精力的にやっっていかなければなりません、それと同時にと言うのか、それも含んでと言うのか、やや横断的、重層的、長期的な課題にはこのように取り組んでいきたいものだと考えているのでございますが、こんなところでよろしゅうございましょうか。

実際、どのようなことができるのかは、まだやってみないと分からないのですけれども、何か御意見がもしありましたら、どうぞお教えてください。

○翁委員 地方版規制改革会議は、市町村レベルでつくっていくイメージなのですか。

○安念座長 私は、やはりそうだと思います。そうだというのは、全市町村につくってもらう必要は全然ないけれども、意外なほど市町村の権限は強くなっているなど。特に、特例市や中核市になると、県の権限が随分下りていますし、それをやらなければしょうがないと思っています。

○翁委員 民主党時代にやっていた仕分けを、各市町村レベルで頑張っってやっていますね。だから、そのようなことが有効であるという意識が自治体に広まっていくことが大事だろうということと、もう一つは、やはり粘り強くあれを支えている構想日本がいろいろ教えたりして、かなり尽力されています。

だから、本当に根付かせるためには、相当、人的な貢献も必要かなと思います。

○安念座長 それは具体的には何をおっしゃりたいのですか。お前はどこかに行かなければいけないということですか。

○翁委員 そんなことは言っていないです。

だから、両方必要です。地方の意識の認識レベルを上げていくこととサポートがすごく大事だと、どうやっていくかということが課題だと思います。

○安念座長 いや、ごもっともです。

○佐久間委員 私も地方版規制改革会議の設置ということに関連してなのですからけれども、今まで本規制改革会議のワーキングでも、地方自治体の人に直接話を聴くことはあったのでしょうか。私の記憶では、なかったと。

○安念座長 最初の星先生は元札幌市の職員をしていらしたということですね。だから、現役の方にはまだ聴いていないね。

○佐久間委員 私が言ったのは、もちろん現役の方です。

○安念座長 現役の方はないです。

○佐久間委員 それで、話が長くなって恐縮なのですがけれども、例えば、先ほどの商工会議所が通販ショップ云々のときに酒類販売免許を取らなければいけないと、ある自治体が出ているということですね。

すると、その人と呼んで、本当にそうなのですかということ、そこでどのような議論が展開されるのかということ、ここで何でもかんでもできませんけれども、やってみるのも一つではないのかと。

逆に、地方だけでやると、地方はその地方の基準で、横並びで見ることが多分できないこともある。逆に、中央でやっていたのではよく分からないところもちろんあるので、実際、この場でそのようなものを地域活性化ワーキングでやってみるのは、何か問題があるのでしょうか。

○安念座長 いや、呼べばいいだけなので、ないでしょう。

別に、地方公共団体の現役の職員をお呼びしたって、向こうさんが嫌と言えましょうがないけれども、こちらがお呼びする段に格別の障害はないですね。

○刀禰次長 そもそも今回、例えば、「地域活性化の集中受付」の際には、各地方公共団体にもお願いしていて、現にいろいろ出てきていますので、正に要望されている場合は、当然、我々の普通の仕組みと同じでございます。

○安念座長 分かりました。ありがとうございます。

では、要望してきていただいた自治体さんを中心にして、何か口頭でおっしゃりたいことがあれば、このような聞き方は木村さんにだめだと言われたのだけれども、そのようなことがあれば、積極的に出ていただくのも一手ですね。ちょっと検討させていただきます。

○佐久間委員 ただ、要望しているのは国の法律に対しての規制緩和という観点で出されているので、ここのサンドイッチのようなものは、先ほど木村さんが言われた3つの観点のどれか、一番大きいのは裁量と思込みのところなので、多分、要望を出していないところで、逆の民間で出されている側の市町村ということになるのではないかと。

○安念座長 そうですね。

事務局とまた相談させていただきます。

他は、いかがでしょうか。

国は、みんな地方に下ろしていますと逃げるのだけれども、食品衛生法上の許可を受けなければならないカテゴリーは食品衛生法施行令という国の法令で決まっています。パン製造業というカテゴリーはあるし、あん類製造業というカテゴリーもあるのです。

つまり、あんパンを作るには、パンとあんとがなければいけないわけだから、両方のカテゴリーで許可を取らなければいけない。そのこと自体は国の法令で決まっていることだから、これはおかしいのではないかとすることは、実は言えるのです。

だから、何でもかんでも地方分権の結果、こうなっているなどというのも違って、要するに、そこはよく勉強しないと、なかなか本当のところは分からないですね。

○翁委員 保育のときがそうだったのですけれども、国と自治体と重層的になっているので、地域でできることはあると思うのですけれども、根っこをたどると国というところも結構あるので、見通しよくやらないと非効率になりかねない感じがします。

○安念座長 保育士の試験などは正にそうではないですか。結局は国で仕切っているわけだから、年に1回しかできませんとか、訳の分からないことを言い出すわけですよ。

いろいろ御指摘いただいて、ありがとうございました。

基本的な方針はこんなことでよろしゅうございますか。恐らくですけれども、向こうの体制がどうなるか、まだ私どもはよく分かっていない。

法律は成立したのですでしたか。

○柿原参事官 法律は成立いたしました。

○安念座長 でも、あれは、計画を作りましょうという法律ですね。

だから、サブスタンスは全然ないので、多分こちらの方から球は投げ掛けて、向こうの方には体制をつくってもらうことになると思うのですが、向こうの体制自体がまだよく分かりません。

分かりませんが、委員あるいは専門委員が向こうの会議とも何らかの形で連携しないと、こちらはこちらでやる、向こうは向こうでもう一回やるというのはすごく非効率なので、何かしらの合同セッションみたいなものはあるかなと思いますので、もしそうなったときには、特段の御協力をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

では、資料2の件は、一応このようなことをやるということでやりましょう。よろしくよろしくお願いいたします。

事務局から何か御連絡いただくことがありましたら、どうぞ。

○柿原参事官 次回の当ワーキングの日程につきましては、改めて御連絡を差し上げます。

○安念座長 本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてどうもありがとうございました。